



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

外ヶ浜町長 山崎 結子



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
野田地区（野田）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 18 日
3. 地域の人と農地の現状
野田地区では、地域の中心となる経営体として認定農業者 3 名と「野田地区営農組合」が位置づけられているが、地域における担い手は十分ではない状況にある。
また、農地については、農地所有者や離農希望者の把握に努め、農地中間管理機構を活用した農地の集積を促進している。
4. 今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
1 営農組合、3 個人
5. 4 から見た地域における中心経営体の確保状況
中心経営体はいるが十分ではない
6. 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者及び農業リタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

- 野田地区の農地利用は、「2. 今後の地域の中心となる経営体」に記載の組織、個人が中心となって担っていく。
- 集落営農組合の法人化により、収益の向上や経営の改善に取り組み、組織の強化を図る。
- 集落ぐるみの農業生産活動や共同取組活動の体制を強化し、農地及び生産体制の維持を図る。
- 中心経営体への農地集積を推進し、担い手の育成・確保に取り組む。
- 加工団体や女性組織等と連携した地産地消の推進、中山間地域活性化施設を有効活用し地元食材の提供や加工品等の販売により、地域の活性化を図る。